

## 多久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務仕様書

本仕様書は、多久市（以下、「本市」という。）が行う「多久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

### 1 業務名

多久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

### 2 業務の目的

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、令和6年4月に「多久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、事務事業における温室効果ガスの排出抑制に取り組み、上位計画である「第2次多久市環境基本計画」においては、「地球温暖化対策の推進」を環境行政における重点施策として位置付けている。令和6年4月に表明した「多久市ゼロカーボンシティ宣言」では、脱炭素社会の実現に向けて、市民や事業所とともに、2050年カーボンニュートラルを目指すこととしている。

国においては、2050年カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策計画の見直し、温対法の改正などが行われ、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わりつつある。

それらの背景を踏まえ、本業務では、市域の温室効果ガスの現状把握・将来推計・再生可能エネルギーの導入可能性調査・導入目標などを定める再生可能エネルギー導入戦略を示すとともに、持続可能性の観点も取り入れながら、「多久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する。

### 3 業務の内容

本業務は、環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などで示される考え方にに基づき、適切な方法で行うこととする。

また、本市の上位計画や関連計画、国・県の関連計画との整合性を十分に図るとともに、区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を示した計画とする。

#### 【住民アンケート調査実施及び報告書作成】

計画策定のための基礎資料として、アンケート調査を実施する。

アンケートの回答は、入力・集計を経て報告書として取りまとめ、計画に反映する。

（対象者及び票数）市内住民：1,000票

市内事業所：100票

(アンケート調査実施に係る作業分担)

多久市	受託者
<ul style="list-style-type: none"><li>・実施方針の確定</li><li>・調査票案の検討と確定</li><li>・対象者の抽出及び宛名ラベル作成</li><li>・調査票及び発送、回収用封筒の印刷</li><li>・封入、封緘及び宛名ラベル貼付作業</li><li>・アンケート配布・回収経費負担</li><li>・回収アンケートの開封・管理</li><li>・アンケート結果報告書案の検討</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施方針の協議、確認</li><li>・調査票案の作成と補修正</li><li>・回収アンケートの入力・集計</li><li>・調査結果の分析</li><li>・アンケート報告書の作成と補修正</li></ul>

【再生可能エネルギー導入戦略に関すること】

(1) 将来イメージの整理

地球温暖化に関する国内外の動向を調査するとともに、本市の取組の成果や課題、上位・関連計画で定める計画期間や目標などについて整理し、将来イメージをまとめる。

(2) 温室効果ガス排出量削減目標の試算

・現況分析、基礎情報の収集

環境省マニュアル等の考え方にに基づき、本市の気象条件、土地利用、人口推移、産業状況、エネルギー消費実態、技術動向の調査・整理を行い、温室効果ガス排出量・吸収量及びエネルギー消費量等について2013年度から最新の現況年度を部門別で算定し、2013年度（実行計画の基準年度）の排出量から増減状況について比較し、部門別の要因等を分析する。

・将来推計と目標試算

将来の温室効果ガス排出量の推計および対策ケース（BAU及び対策ケース）を複数パターンで行うとともに、その結果をふまえ、2050年を前提に中間地点（2040年）の削減目標も試算する。試算にあたっては以下に示す項目の調査内容、結果も含めて検討する。

(3) 取組類型ごとの温室効果ガス削減目標の試算

地域全体の脱炭素化を効果的に進めるために、(2)で試算した削減目標を取組類型（部門別）ごとに細分化して示す。

(4) 取組類型ごとに必要な事業・施策の検討

再エネ導入目標と地域の課題解決を同時に達成するための施策を検討する。検討にあたっては、以下の施策について考慮すること。特に、地域経済の活性化案や地域レジリエンスの強化につながる施策案を含むこと。

- 再エネの利用促進
- 事業者・住民の温室効果ガス排出削減活動促進
- 地域環境の整備
- 循環型社会の形成

- 環境・経済・社会の総合的課題を解決するための施策
- その他、本市の地域特性を踏まえた具体的でかつ実行可能な施策

(5) 再生可能エネルギーの導入可能性の検討

本市の社会的経済的条件から地域の特性を分析し、脱炭素社会の実現に向けて解決すべき課題を整理する。その上で、本市における再生可能エネルギー導入の可能性（ポテンシャル）について、制約要因（法規制、利用技術、経済性）を勘案し、複数の条件下において調査、検討する。また、耐用年数を過ぎた太陽光パネルの廃棄問題など、計画策定段階だけでなく将来的に発生する課題について十分検討し、持続可能な再生可能エネルギーの導入方法を提示すること。

(6) 再生可能エネルギーの導入目標等の検討

市域の再エネ導入の可能性（ポテンシャル）や将来のエネルギー消費量をふまえ、再エネ利用促進について、2050年を前提に中間地点の再エネ導入目標を検討する。設定にあたっては導入効果について検討し、脱炭素の実現のみならず地域課題の解決につながるものとする。

(7) 再エネロードマップの検討

温室効果ガス排出量の将来推計をふまえ、2050年の温室効果ガス排出量ゼロに向けた地域の将来ビジョンと達成のための脱炭素シナリオを作成し、再エネ導入達成に向けたロードマップを作成する。

**【多久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関すること】**

(8) 区域施策編の検討

- 実行計画（素案）の作成  
上記の調査結果及び施策内容を計画書（素案）としてとりまとめる。
- パブリックコメントの実施  
計画素案についてパブリックコメントを実施するため、意見の整理と対応案の作成を行う。
- 計画の推進方法の検討  
施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

(9) 実行計画書の作成

実行計画書の編集・校正・修正作業を行う。写真・イラスト・図表を使用し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。本計画に合致する副題を入れるほか、コラムを挿入する。

**【その他業務に関すること】**

(10) 打ち合わせ会議

円滑な業務実施のため、業務計画表に基づきプロジェクト管理を行うとともに、打ち合わせ会議を開き、進捗の共有と方向性の整理等を行い、主要な協議事項があった場合は打ち合わせ記録簿等を提出すること。

(11) 審議会

実行計画を審議する有識者・市民を集めた会議への出席（3回程度）および会議資料の作成、説明、議事録のとりまとめを行う。

(12) その他支援業務

関係官公庁への手続き

業務の実施にあたり、関係官公庁に対する諸手続きが必要な場合は本市に報告の上、速やかに行うこと。

#### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

#### 5 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

① アンケート結果報告書

② 多久市環境審議会等の会議録

③ 多久市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

計画書 A4版、カラー、100頁程度 100部

概要版 A4版、カラー、4頁 300部

④ 本業務関連資料（各種調査集計・分析結果、その他関連資料）

⑤ 上記データを格納した電子データ（CD-R）

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市に移転するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）は、個々の著作物等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

#### 6 提出書類

(1) 契約締結後、5日以内に提出するもの（各1部）

① 着手届

② 業務主任担当者届

③ 業務計画書

(2) 適宜提出するもの

① 打合せ等の記録簿（主要な協議事項があった場合）

(3) 業務完了時に提出するもの（各1部）

① 納品書

② 完了届

③目的物引渡書

④請求書

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、使用に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、多久市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。